

「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約

〈規約の適用〉

第1条 KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、別表1に定めるサービス等に関する料金その他債務について一括して請求する取扱い（以下「KDDI まとめて請求」といいます。）を行います。

〈規約の変更等〉

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約によります。

〈KDDI まとめて請求の適用対象サービス〉

第3条 当社は、別表1に定めるサービス等（以下「統合対象サービス」といいます。）に限り、KDDI まとめて請求の取扱いを行います。

〈適用の優先順位〉

第4条 本規約の規定は、別表1の契約約款又は規約の規定（当該契約約款又は規約に基づいて行われる取扱いを含みます。）に優先して適用されます。

〈KDDI まとめて請求の申込方法〉

第5条 KDDI まとめて請求の取扱いを受けようとする統合対象サービス（以下「指定契約サービス」といいます。）の契約者（以下「指定契約者」といいます。）は、本規約に同意の上、代表者を定め、その代表者を代理人として、当社に申告していただきます。

2 前項の代表者は、電話番号等の当社が別に定める情報を当社が指定するサービス取扱所に申告することにより、指定契約サービスを特定していただきます。

3 当社は、第1項及び前項の代表者を、まとめて請求契約者として取扱います

第6条 当社は、KDDI まとめて請求の申告の際、既に一括請求の取扱いが行われている統合対象サービスについては、それを1の指定契約（指定契約サービスに係る契約をいいます。以下同じとします。）とみなして取り扱います。

〈KDDI まとめて請求の申込みの承諾〉

第7条 当社は、KDDI まとめて請求の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にはKDDI まとめて請求の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 指定契約者が、本規約を承諾していない場合。

(2) 指定契約サービスについて、次のいずれかに該当する場合。

① そのサービスの利用を停止されている場合。

② 当社等（当社又は沖縄セルラー電話株式会社をいいます。以下同じとします。）が提供するLTE サービス（当社等の au（LTE）通信サービス契約約款に定めるLTE サービスをいい、当社等が別に定めるもの又は料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下同じとします。）若しくは au サービス（当社等の au（WIN）通信サービス契約約款に定める au サービスをいい、当社等が別に定めるもの又は料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下同じとします。）が含まれていない場合。

③ LTE サービス又は au サービス以外の統合対象サービスが含まれていない場合。

④ 当社等が提供する指定契約サービスについて、その契約約款又は規約等に基づき、当社等以外の者がその債権額を請求する取扱いを受けている場合。

⑤ 当社等以外の指定事業者（指定契約サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）が提供する指定契約サービスについて、その指定事業者の契約約款又は規約等に基づき、当社がその債権額を請求する取扱いを受けていない場合。

(3) 指定契約者の名義がまとめて請求契約者の名義と同一でない場合（当社が別に定める基準に適合する場合を除

きます。)

- (4) まとめて請求契約者又は指定契約者が、指定契約サービスに係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。
- (5) その他当社等又は指定事業者の業務の遂行上支障がある場合。

〈KDDI まとめて請求の取扱いの解除〉

第8条 当社は、次に該当する場合には、KDDI まとめて請求の取扱いを解除します。

- (1) まとめて請求契約者から KDDI まとめて請求の取扱いを解除する申出があった場合。
- (2) 指定契約サービス (LTE サービス又は au サービスに限ります。)について、利用権の譲渡があった場合。
- (3) すべての指定契約の解除があった場合。
- (4) 指定契約サービスに係る料金等の支払方法が、まとめて請求契約者以外の者 (以下この条において「支払者」といいます。)の名義の金融機関口座又はクレジットカード等である場合であって、当社が別に定める事由が生じたことを理由として、支払者から指定契約サービスに係る料金等の支払いを停止する申立を受けたとき。
- (5) その他、前条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合。

〈代表者の変更〉

第8条の2 まとめて請求契約者又は指定契約者は、当社が別に定める方法により、代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、まとめて請求契約者又は指定契約者は、あらかじめ、その KDDI まとめて請求に係るすべての指定契約者の同意を得た上で、当社に請求していただきます。

2 当社は、前項の申出があったときは、その請求の承諾について、第7条の規定に準じて取り扱います。

〈料金等の支払義務〉

第9条 まとめて請求契約者は、指定契約サービスに係る料金等について、当社が定める期日までに料金等を支払っていただきます。この場合、まとめて請求契約者は、指定契約サービスに係る料金等の債務について、指定契約者と連帯して支払いの責任を負うものとします。

〈請求額に係る取扱い〉

第9条の2 当社は、KDDI まとめて請求の取扱いによる請求を行う場合であって、指定契約サービスについて、(1)に規定する判定条件をいずれも満たしているときは、(2)に規定する額をそのまとめて請求契約者に還元し、その請求額 (その KDDI まとめて請求の取扱いを受ける指定契約サービスについて支払いを要する額の合計額をいいます。以下この条において同じとします。)と相殺する取扱いを行います。

(1) 判定条件

- ① LTE サービス又は au サービスに係る料金が生じていること。
- ② 当社の電話サービス等契約約款に定める特定選択料金制サービスVI (商品名: a uまとめライン) の定額料金が生じていること。
- ③ 当社の au (LTE) 通信サービス契約約款、au (WIN) 通信サービス契約約款、電話サービス等契約約款又は総合オープン通信網サービス契約約款に定める KDDI 一括請求の取扱いを行った場合の割引の適用を受けていないこと。

(2) 還元する額

税抜額 200 円

2 KDDI まとめて請求の取扱いによる請求を行わない場合は、前項の取扱いを行いません。

〈割増金〉

第9条の3 まとめて請求契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

〈延滞利息〉

第9条の4 まとめて請求契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合 (年当たりの場合

は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。) で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

〈当社等が行う指定契約サービスの利用停止〉

第 10 条 当社等又は指定事業者は、まとめて請求契約者が第 9 条に規定する支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合、指定契約サービスに係る契約約款に定める規定に基づき、指定契約サービスの利用を停止することがあります。

〈当社が行う指定契約の解除〉

第 11 条 当社等又は指定事業者は、前条の規定により、指定契約サービスの利用を停止した場合、まとめて請求契約者が、なおその事実を解消しないときには、指定契約サービスに係る契約約款に定める規定に基づき、その指定契約を解除することがあります。

〈まとめて請求契約者からの通知〉

第 12 条 まとめて請求契約者は、当社に対し、指定契約サービスに係る料金等の支払方法の変更に係る請求を行うことができます。この場合、その請求の方法については、当社が別に定めるところによります。

2 指定契約サービスに係る料金等の支払方法が、まとめて請求契約者以外の者（以下この条において「支払者」といいます。）の名義の金融機関口座又はクレジットカード等である場合、当社が別に定める事由が生じたことを理由として、支払者が、前項に定める料金等の支払方法の変更に係る請求を行うことができます。この場合、その請求の方法については、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、支払者から前項に定める請求があった場合、あらかじめそのことをまとめて請求契約者に通知することなく、指定契約サービスに係る料金等の支払方法を変更することがあります。

〈払込取扱票の発行等〉

第 13 条 当社は、指定契約に係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、統合対象サービスに係るサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定する統合対象サービスに係るサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

2 まとめて請求契約者は、前項の規定に該当することとなったときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

ただし、指定契約について次のいずれかに該当するものが含まれる場合は、この限りではありません。

- (1) 指定契約者の名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
- (2) 指定契約サービス（LTE サービス又は au サービスに限ります。）について、当社等の au（LTE）通信サービス契約約款若しくは au（WIN）通信サービス契約約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用を受けているとき。
- (3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (窓口支払手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

〈窓口払込みの取り扱い等〉

第 14 条 当社は、まとめて請求契約者から請求があったときは、当社が指定する統合対象サービスに係るサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社の WEBde 請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

2 まとめて請求契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料の支払いを要します。

ただし、指定契約について次のいずれかに該当するものが含まれる場合は、この限りではありません。

- (1) 指定契約者の名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

- (2) 指定契約サービス(LTE サービス又は au サービスに限ります。)について、当社等の au (LTE) 通信サービス契約約款若しくは au (WIN) 通信サービス契約約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用を受けているとき。
- (3) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1 回ごとに	税抜額 300 円

〈その他の提供条件〉

第 15 条 KDDI まとめて請求に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

別表 1

(1) 当社が提供する統合対象サービス

当社の契約約款	サービス等
au (LTE) 通信サービス契約約款又は au (WIN) 通信サービス契約約款	LTE サービス、au サービス又は有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱いを受けることとなる有料サービス等（それぞれ当社が別に定めるもの若しくは料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下、同じとします。）
電話サービス等契約約款	電話サービス等（当社が別に定めるものを除きます。）
ホームプラス電話サービス契約約款	ホームプラス電話サービス
FTTH サービス契約約款	インターネットサービス、FTTH 電話サービス又は KDDI 合算請求の取扱いを受けることとなる基本契約者料金に係るサービス
有料放送役務契約約款	TV サービス
特定 TV 再送信サービス契約約款	特定 TV 再送信サービス
インターネット接続サービス契約約款	インターネット接続サービス
マンションプラス電話サービス契約約款	一般マンションプラス電話
au でんき需給約款又は a u でんき供給約款	電気の供給等のサービス
with HOME サービス利用規約	with HOME サービス
その他当社の契約約款又は利用規約等	当社が別に定めるサービス

(2) 沖縄セルラー電話株式会社が提供する統合対象サービス

沖縄セルラー電話株式会社の契約約款	サービス等
au (LTE) 通信サービス契約約款又は au (WIN) 通信サービス契約約款	LTE サービス、au サービス又は有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱いを受けることとなる有料サービス等（それぞれ沖縄セルラー電話株式会社が別に定めるもの若しくは料金その他の債務の請求について当社が別に定める取扱いを受けているものを除きます。以下、同じとします。）
FTTH サービス契約約款	インターネットサービス又は FTTH 電話サービス
その他沖縄セルラー電話株式会社の契約約款又は利用規約等	沖縄セルラー電話株式会社が別に定めるサービス

(3) その他当社が別に定める電気通信事業者が提供するサービス等（当社が別に定めるものに限ります。）

附則 本規約は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

附則 この改正規定は、平成 17 年 11 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、第 9 条の 2（請求額に係る取扱い）に関する規定については平成 17 年 11 月 20 日

から適用を開始します。

附則 この改正規定は、平成17年12月15日から実施します。

附則 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成18年11月29日から実施します。

附則 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。

附則 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第3条第4号に定めるサービスに関するKDDIまとめて請求の取扱いは、平成22年6月以降にそのサービスに係る料金その他の債務が生じた場合に適用します。

附則 この改正規定は、平成22年1月16日から実施します。

附則 この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。

附則 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成22年11月2日から実施します。

附則 この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成24年9月3日から実施します。

附則 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

附則 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則 この改正規定は、平成25年2月28日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(払込取扱票の発行等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、第14条第1項に定める請求があったものとみなして取り扱います。

附則 この改正規定は、平成25年6月18日から実施します。

附則 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年2月2日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年8月6日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成27年11月17日から実施します。

附則 この改正規定は、平成28年1月20日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(請求額の還元適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成28年7月31日までの間に請求する指定契約サービスに係る料金等の債務について

は、改正前の規定に基づき、まとめて請求者への請求額に係る還元適用（改正前の本規約第9条の2に定める取扱いをいいます。）を行います。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

（メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置）

2 削除

附則 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附則 この改正規定は、平成29年7月11日から実施します。

附則 この改正規定は、平成30年1月16日から実施します。

附則 この改正規定は、平成30年1月30日から実施します。